

■新庁舎規模の設定の考え方について（案）

1. 規模の算定条件

（1）想定人口

「第5次枚方市総合計画」の計画期間は平成28年度から平成39年度までの12年間としています。総合計画における、平成55年度における将来推計人口は、平成25年よりも約81,800人減少した、約327,500人と推計されています。

基本構想では、新庁舎整備の検討における本市の推計人口は10年後の平成40年の約381,500人と想定します。

（2）想定職員数

新庁舎規模の検討に当たっては、職員数をどのように設定するかが重要ですが、将来推計人口結果を基に将来の人口減少を想定すると、職員数も一定数減少することも考えられることから、必要とされる庁舎面積は減少することが想定されます。現時点では、職員数の設定を平成30年4月時点としますが、庁舎面積が過大となることも予測されることから、臨時職員等は算定から除きます。

将来において職員数の減少に伴い余剰面積が生じた場合は、市駅周辺等の庁舎機能の新庁舎への集約化や市民サービスを補完するために活用していきます。

（3）想定議員数

議員定数については、「枚方市議会議員定数条例」に規定されている32人とします。

2. 算定方法

①国土交通省「新営一般庁舎面積積算基準」

国の官庁施設の用途に応じた規模を算出する基準であり、記者クラブ等の基準にない項目は実情に応じて有効面積に加算するとされていることから、新庁舎で必要と想定される機能を個別に加算します。

参考：算定に用いる主な基準値 1人あたり面積 3.3㎡

②総務省「地方債同意等基準」

新庁舎整備において、地方債の対象とすることができる標準的な面積の基準ですが、①と同様に個別面積を加算することにより算出します。なお平成23年度の改正により、現在は基準の運用は廃止されています。

参考：算定に用いる主な基準値 1人あたり面積 4.5㎡

③他市の庁舎建設事例の平均

近年に庁舎建設された、又は、建設予定で人口規模が類似する自治体の事例から、人口や職員数当たりの平均値を求め、本市の職員数や人口等の規模を試算します。

執務面積は必要最小限とするため、庁舎規模の算定方法は、「①新営一般庁舎面積積算基準」を用いることとし、本市特有の機能については、他市の事例も参考に個別加算します。

3. 新営一般庁舎面積積算基準

職階分類（本市・国）及び換算率

職階分類		換算率
枚方市	公の基準	
市長・副市長・教育長	局長級	1.8
理事・部長	所長級・署長級	1.0
参事・次長・室長	課長級	2.5
副参事・課長・主幹・課長代理・副主任	補佐級・係長級	1.8
係長・主任・一般等	一般級	1

施設区分及び算定基準

施設区分	算定基準
1 執務面積	
事務室・応接室	職員数(A) 換算人員(B) = (A) × 換算率 合計(C) = (B) × 3.3㎡ × 110%
2 付属面積	
①会議室	$(40 \text{㎡} \times (A) / 100 \text{人} + 4 \text{㎡} \times (A) / 10 \text{人}) \times 110\%$
②電話交換室	表より
③倉庫	(C) × 13%
④宿直室	$10 \text{㎡} / \text{人} + 3.3 \text{㎡} / \text{人} \times \beta$
⑤庁務員室	$10 \text{㎡} / \text{人} + 1.65 \text{㎡} / \text{人} \times \beta$
⑥湯沸室	6.5㎡～13㎡/箇所
⑦受付・巡視溜	6.5㎡以上
⑧便所・洗面所	(A) × 0.32㎡/人
⑨医務室	表より
⑩売店	(A) × 0.085㎡
⑪食堂・喫茶室	表より
⑫理髪室	表より
⑬その他諸室	個別計上
執務面積(C)と付属面積の合計(D)	
3 設備関係面積	
①機械室	表より
②電気室	表より
③自家発電機室	表より
計(E)	
4 交通部分	
玄関、広間、廊下、階段室等	(D+E) × 35%
5 車庫	
①自動車置場	大型20㎡、中型18㎡、小型13.2㎡
②運転手詰所	人数 × 1.65㎡
合計(F)	

β：増加する場合の人数

「その他諸室」に個別計上する諸室(例)

・災害対策関連
・総合窓口関連
・相談室
・書庫
・更衣室・休憩室
・各委員会室等
・議会諸室
・組合事務所関係
・福利厚生諸室
・サーバー・システム室
・左記面積の不足分 など

※行政事務機能は可能な限りコンパクト化を目指すため、基準のまま採用するのではなく、独自の調整を行います。